

令和2年5月15日

種市高等学校  
生徒の皆さん  
保護者の皆さんへ

岩手県立種市高等学校長

### 学校再開後の感染症防止対策等について

保護者の皆様には、一斉臨時休業ならびに平素の感染症防止対策にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

お陰様で、学校再開後の生徒は大変平穩に生活しております。

さて、5月14日（木）に岩手県を含む39県の緊急事態宣言が解除となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染危機がゼロになったわけではありません。

つきましては、引き続き下記事項に留意いただき、「新しい日常」を心がけていただきますようお願い申し上げます。

なお、5月18日（月）から給食が再開いたします。ご不便をおかけいたしました。

### 記

#### 1 感染症拡大防止

感染拡大の3条件（「換気の悪い密閉空間」「多くの人々が密集」「近距離の会話や発声」）のそれぞれを回避するよう教職員も注意しますが、生徒自身が自己管理できるよう指導します。

つきましては、以下の点についてご協力願います。

- (1) 登校にあたっては、起床後に検温し、登校後に担任（部活同時は顧問）に申告すること。  
朝の段階で37.5℃（目安）以上の発熱の場合は、学校に連絡の上登校せず自宅で休養する。
- (2) マスクを着用する。※学校を経由して政府等からのマスクを配付済み。  
登下校時に公共交通機関を使う場合はマスクを着用し、飛沫の拡散防止に留意すること。  
マスクを捨てる際は、ご家庭で処理願います。※他者への感染防止に配慮ください。
- (3) 手洗い励行のため、清潔なハンカチを必ず持参すること。
- (4) 免疫力向上のため、バランスの良い食事とスマホやゲームの時間も管理いただきながら規則正しい生活を心がけること。
- (5) デマを拡散しない、安易に課金サイトを使わないよう携帯端末等の使い方について家庭でも指導願いたいこと。

#### 2 新型コロナウイルス感染が疑われる場合

疑いの例：発熱・倦怠感・咳などの症状、無味無臭、濃厚接触者に特定、同居者の感染疑い等

- (1) 登校前の場合は、学校に連絡し [様式1] の内容について伝える。原則「出席停止」扱い。
  - (2) 登校後に生徒に症状が見られた場合は、速やかに帰宅させる。原則「出席停止」扱い。  
※症状によっては、医師に相談し、受診してもらう。受診した場合は、学校にその旨連絡願います。
- 5月14日（木）から岩手県の相談体制を変更 対応者も県職員からコールセンターに変更

症状がある場合

症状がない場合

帰国者・接触者相談センター

一般相談窓口

019-651-3175（毎日24時間）

019-629-6085（毎日9時～21時）

#### 3 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者と特定された場合の対応

- (1) 学校から県教委及び地区保健所に連絡する。
- (2) 県教委の指示に従い出席停止、臨時休校する。  
濃厚接触者については最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止とする。
- (3) 学校の再開についても、県教委の指示により行う。
- (4) 出席停止の生徒に対して、必要に応じ、学習の遅れを回復できるよう策を講じる。

#### 4 海外からの帰国及び特定感染拡大地域等への出入りをした生徒への対応

- (1) 対象地域に最後に滞在した日から起算して2週間は自宅等で待機させる。
- (2) 健康状態について県教委等と確認し、問題がなければ登校させることができる。

#### 5 その他

- (1) 給付金詐欺等にご注意願います。
- (2) 未成年の飲酒喫煙・暴力・性犯罪など学校外でのトラブルが全国的に増えています。
- (3) 生活に行き詰まり他者を傷つける行為（故意に咳を吐きかける、金銭強盗等）も起こっています。